平成２６年（フ）第１８２号
京都府八幡市男山弓岡２番地―Ｂ25―306、前住所京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町811番地　ヴァンヴェール102号
債務者　五味淵　豊
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
京都市山科区西野山射庭ノ上町24番地１　ロイヤルハイツ秀512号
債務者　日下　　明
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１８９号
京都市東山区三条通南裏２筋目白川筋西入堤町512番地４
債務者　竹内　香織
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
京都市上京区上立売通烏丸東入相国寺門前町642番地４　コーポマルス402号
債務者　モーリスカフェこと35ｍｍこと　和泉　守
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１９５号
京都市南区吉祥院井ノ口町19番地４
債務者　西村　俊雄
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１９８号
京都市山科区西野山中鳥井町55番地　報徳マンション101号
債務者　竹中　文夫
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２２号
堺市中区小阪１番地
債務者　嶋　　浩史
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１４１号
堺市南区桃山台１丁５番８―302号
債務者　丸山　　実
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１１０号
堺市東区大美野165番地３―１―205号
債務者　後藤　静代（旧姓明石）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
大阪府松原市北新町４丁目７番９号
債務者　和田　勝也
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
奈良県天理市指柳町133番地１
債務者　佐藤友紀子（旧姓榎堀）
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第６２号
奈良県生駒市小瀬町719番地３　小瀬マンション206
債務者　藤森　　毅
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２４号
香川県小豆郡土庄町淵崎甲575番地３
債務者　吉岡　亜希（旧姓十川）
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３０号
香川県高松市円座町879番地２　ペルル円座504
債務者　川原　正知
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３４号
香川県東かがわ市松原672番地２　12号室
債務者　三好　明子（旧姓山本・松本）
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４３号
香川県高松市寺井町247番地　市住36―196
債務者　藤本　公木
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３２号
高知市桟橋通６丁目２番27号　ピアハイツＢ棟202号
債務者　河野　壮俊
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
高知地方裁判所破産係